平成２３年（フ）第７３１号
埼玉県鴻巣市松原１丁目１番36号
債務者　渡辺　　與
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６４号
埼玉県蕨市南町１丁目23番10号
債務者　山口　孝幸
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６５号
埼玉県蕨市南町１丁目23番10号
債務者　山口祐紀子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６７号
さいたま市南区南浦和３丁目４番13号
ファーストハウス南浦和216号
債務者　百日　史彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６８号
さいたま市南区南浦和３丁目４番13号
ファーストハウス南浦和216号
債務者　水野江コンセプションこと　ミズノエ　コンセプション　ブルサス
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８５号
埼玉県桶川市大字川田谷2730番地の187　青木マンション302号
債務者　斉藤　智美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
新潟市北区嘉山2167番地２　ハウスクローバーＢ102号
債務者　井田　義仁
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３３１号
大阪府四條畷市南野５丁目６番５号エスポワールミナミノ301
債務者　竹内　千夏（旧姓螢原）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９号
大阪市西区立売堀１丁目13番17号　803
債務者　大塚　晴彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５４号
大阪市東淀川区淡路４丁目22番６号
債務者　チャンプこと　冠木　康宏
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１８５号
大阪市東淀川区上新庄２丁目１番54―303号
債務者　森本　誠一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６６号
大阪府枚方市山之上２丁目21番11―201号
債務者　森　　茂雄（旧姓三栗）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０８号
大阪市淀川区三津屋北２丁目３番14号
債務者　畦﨑　富治
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３６号
大阪府豊中市新千里北町３丁目３番Ｂ46―106号
債務者　西　　斉
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４８号
大阪市城東区野江３丁目23番20―401号
債務者　西村　　譲
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７３号
大阪市淀川区新高４丁目15番２―612号
債務者　光村　亜紀
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６３０号
大阪市浪速区浪速西１丁目２番１―905号
債務者　仁木　孝弘
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部